

「新井東野墓碑」について

整理番号 与野〇九	題額 學曠東野居士	題額揮毫 沢田東里	碑記撰文 児玉南柯	碑記揮毫 沢田東里
--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

鐫刻 —	撰文建碑年 一八一二・文化九	住所 本町西	場所 円乗院	備考
---------	-------------------	-----------	-----------	----

一. はじめに

本碑は、江戸時代後期、与野村の豪農で儒学者でもあった、新井東野の墓碑である。

○写真1 石碑正面



○写真2 題額

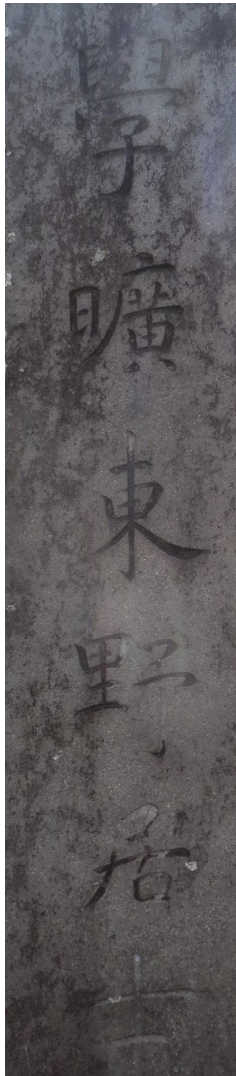


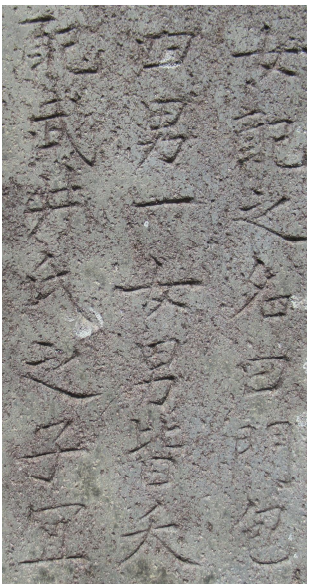
写真3 石碑右側面と背面



○写真4 石碑背面



○写真5 「碑記」部分



二. 翻刻並に訳注

■ 翻刻

(正面)

◎ 題額

學曠東野居士

(背面)

◎碑記

君姓新井諱孝保字子衡號東野其先武州入間郡藤間村人曾祖門胤始徙足立郡與野因為與野人大父門榮無男養入間郡上南畑村塩野氏之子為嗣以其女配之名曰門包是則君之父也君以寶曆元年辛未閏六月十六日生寬政十二年庚申六月初六日病没年五十君娶林氏生四男一女男皆夭女配某更娶鳥山氏生四男二女長名鼎字子重多病不館嗣業第二子天其三日敬儀是為嗣季尚幼女其一配武井氏之子宜遐割與產業別為一家使冒新井氏其二適石田某家世農夫僅數百指又且造酒為邑豪家君為人卓犖不羈好義輕財施而不德赴人之難急於己私嘗為鄉人訟冤下獄不悔其事雖不成義聲動遠近丁未歲饑君發私畜而振之其見義而必為多此類也君尤善書兼習醫應需揮毫從乞治病皆以非其業不受其謝儀其病中藥不適其意掉頭不肯及其劇也乃曰我嚙嶽雪而斃足矣家人遣人富士得而與之君飲其水曰大稱快其壯氣没世如一既逝矣是月八日葬于其本邑圓乘院先人之墓側君嘗謂余曰吾男娶女嫁之後必結廬於墨水之瀕優游卒歲子館從我遊乎余應之曰固所願也然子少我數歲而又壯健過人吾則多病朝不及夕恐不館如約而壯健如子衡者而先矣羸弱如余者則後矣如何豈命乎當初子重乞余銘其碑陰余諾而未果今既歷一甲子其家來乞余言余謝惰慢之罪曰叙其所聞見乃作銘曰

於戲子衡自古有死死無人知寔為真死於戲子衡其心如水愛敬賓客其門如市無貴無賤傾筐倒屣見人之冤奔救箭駛扼腕憤激義不顧己龍鱗欲觸屣尾且履功不遂成聲動閭里遐迩聞風孰不興起於戲子衡今則已矣雖今則亡世傳其美於戲子衡

死而不死積善有慶貽福孫子

文化九年歲在壬申夏六月

友人

兒玉琮撰

源千之書

孝子

新井敬儀建

*異体字など

○號。 ○男。 ○能。 ○宜。 ○歲。 ○此。 ○兼。 ○從。 ○嘗。 ○因。
○所。 ○於。 ○賓。 ○顧。 ○龍。 ○虎。
○所。 ○於。 ○賓。 ○顧。 ○龍。 ○虎。

●本文（いわゆる旧字体とし、一行毎に改行した）

◎題額

學曠東野居士

◎碑記

君姓新井、諱孝保、字子衡、號東野。

其先武州入間郡藤間村人。

曾祖門胤、始徙足立郡與野、因爲與野人。

大父門榮、無男。養入間郡上南畑村鹽野氏之子爲嗣、以其女配之。名曰門包。是則君之父也。

君以寶曆元年辛未閏六月十六日生。

寬政十二年庚申六月初六日、病没。年五十。

君娶林氏、生四男一女。男皆夭。女配某。

更娶鳥山氏、生四男二女。長名鼎、字子重。多病不能嗣業。

第二子天。

其三曰敬儀。是爲嗣。

季尚幼。

女、其一配武井氏之子。

宜遐、割與產業、別爲一家、使冒新井氏。

其二適石田某。

家世農夫、僮數百指。

又且造酒爲邑豪家。

君爲人卓犖不羈、好義輕財、施而不德。赴人之難、急於己私。

嘗爲鄉人訟冤、下獄不悔。

其事雖不成、義聲動遠近。

丁未歲、饑。

君發私畜而振之。其見義而必爲、多此類也。

君尤善書、兼習醫。

應需揮毫、從乞治病。皆以非其業、不受其謝儀。

其病中、藥不適其意。掉頭、不嘗及其劇也。

乃曰、我嚙嶽雪而斃、足矣。

家人遣人富士得而與之。

君飲其水、因大稱快、其壯氣没世如一。

既逝矣。

是月八日。葬于其本邑圓乘院先人之墓側。

君嘗謂余曰、吾男娶女嫁之後、必結廬於墨水之瀨、優游卒歲。子能從我遊乎。

余應之曰、固所願也。然子少我數歲、而又壯健過人。吾則多病、朝不及夕、恐不能如約。

而壯健如子衡者而先矣。羸弱如余者則後矣。如何豈命乎。

當初子重乞余銘其碑陰。余諾而未果。

今既歷一甲子、其家來乞余言。

余謝惰慢之罪。因叙其所聞見、乃作銘曰、
於戲子衡、自古有死。死無人知、寔爲眞死。
於戲子衡、其心如水。愛敬賓客、其門如市。
無貴無賤、傾筐倒屣。見人之寃、奔救箭駛。
扼腕憤激、義不顧己。龍鱗欲觸、虎尾且履。
功不遂成、聲動閭里。遐迩聞風、孰不興起。
於戲子衡、今則已矣。雖今則亡、世傳其美。
於戲子衡、死而不死。積善有慶、貽福孫子。
文化九年歲在壬申、夏六月、友人、兒玉琮撰。
源千之書。
孝子、新井敬儀建。

●訓詁

君、姓は新井、諱は孝保、字は子衡、號は東野なり。
其の先は武州入間郡藤間村の人。
曾祖門胤、始めて足立郡與野に徙る。因りて與野の人となる。
大父門榮、男無し。入間郡上南畑村鹽野氏の子を養して嗣となし、其の女を以て之に配す。名づけて門包と曰ふ。是れ則ち君の父なり。
君、寶曆元年辛未閏六月十六日を以て生る。
寛政十二年庚申六月初六日、病みて没せり。年五十。
君、林氏を娶り、四男一女を生む。
男は皆な夭せり。女は某に配す。
更めて鳥山氏を娶り、四男二女を生む。
長は名は鼎、字は子重。病多くして業を嗣ぐ能わず。
第二子は夭せり。
其の三を敬儀と曰ふ。是れ嗣たり。
季は尚ほ幼し。
女は、其の一は武井氏の子に配す。
宜遐にして、産業を割與し、別に一家をなし、新井氏を冒さしむ。
其の二は石田某に適ぐ。
家は世々農夫にして、僮數百指あり。
又た且つ酒を造り、邑の豪家たり。
君、人となり卓犖不羈なり。義を好み財を輕んじ、施して徳とせず。人の難に赴くこと、己私よりも急なり。
嘗て郷人を訟冤となす。獄に下るも悔ず。
其の事成らずと雖も、義聲、遠近に動す。
丁未の歳、饑あり。
君、私畜を發して之を振ふ。
其の義を見ては必ずなすこと、多く此の類なり。
君、尤も書に善し、兼ねて醫に習ふ。

需めに應じて揮毫し、乞ひに従ひて治病す。皆な其の業に非ざるを以て、其の謝儀を受けず。其の病中、藥、其の意に適はず。掉頭して、嘗て其の劇に及ばざるなり。乃ち曰く、

我、嶽雪を嚙みて斃るれば、足れり、と。家人、人を富士に遣はして、得て之を與ふ。

君、其の水を飲み、因りて大いに快と稱す。其の壯氣、世を没するまで一の如し。既に逝けり。

是の月の八日、其の本邑の圓乘院の先人の墓側に葬らる。君、嘗て余に謂ひて曰く、

吾が男娶り女嫁するの後、必ず廬を墨水の瀕に結びて、優游すること卒歳ならん。子能く我に従ひて遊ばんか、と。

余之に應じて曰く、

固より願ふところなり。然れども子は我より少きこと數歳にして、而も又た壯健人に過ぐ。吾は則ち病多くして、朝夕べに及ばざらん。恐らくは約の如くすること能はざらん、と。

而して壯健なること子衡の如き者先んじ、羸弱なること余の如き者則ち後る。如何せん、豈に命ならんや。

當初、子重ねて余に其の碑陰を銘せんことを乞ふ。余諾として未だ果さず。今既に一甲子を歴、其の家來りて余に言を乞ふ。

余、惰慢の罪を謝し、因りて其の聞見するところを敘す。乃ち銘を作して曰く、

ああ子衡、古より死有り。死して人の知る無き、寔眞の死たり。ああ子衡、其の心は水の如し。賓客を愛敬し、其の門市の如し。

貴と無く賤と無く、筐を傾け履を倒にす。人の冤を見るや、奔り救ふこと箭駛のごとし。

扼腕して憤激し、義として己を顧みず。龍鱗觸れんと欲し、虎尾且に履まんとす。功遂に成らざるも、聲聞里に動す。遐迹風を聞き、孰か興起せざらん。

ああ子衡、今は則ち已めり。今は則ち亡ぶと雖も、世々其の美を傳ふ。ああ子衡、死すとも死せず。積善に慶有り、福を孫子に貽さん。

文化九年、歳は壬申に在り。夏六月、友人、兒玉琮撰す。源千之書す。

孝子、新井敬儀建つ。

●人物

○新井東野 生没年や名称は碑文の通り。儒者として優れていたと言われるが、著述や詩文は残されていない。墓碑撰文の兒玉南柯とは手厚い交遊があり、寛政四年から同十年までの交遊が、兒玉南柯の「兒玉南柯日記」で確認できる。また与野八景の撰者で俳人の鈴木莊丹（享保十七（一七三二）年から文化十二（一八一五）年）とも交遊があったようである。「与野八景」の一景「大戸ノ丘雪」の絵は、東野の長男である新井鼎が描いたもの

(以上「与野市史」)。書もよくしたといい、鈴谷村の妙行寺に立つ「天明元年題目塔」に彫られている「東永山碑銘並序」は、東野の筆になる。

○兒玉琮 兒玉南柯(延享三(一七四六)年から文政十三(一八三〇)年。南柯は号で、諱が琮、字は玉郷、通称は宗吾。豊島俊暁の子として甲斐甲府で生まれたが、宝暦七年(一七五七)年、十一歳のとき、武蔵の岩槻藩士・兒玉親繁の養子となり、同十二(一七六二年)に、十六歳で岩槻藩(大岡家)藩主の中小姓となり、江戸の藩邸に勤める。昌平黌で学び、藩主の教育係や財務方などをつとめた。天明八(一七八六)年、職を辞して隠居し、私塾(のち藩校となる)遷喬館を開いて岩槻藩の子弟教育にあたった。『兒玉南柯日記』(岩槻市史近世史料編一、一九八〇)があり、そこから南柯の詩を抜粋した『南柯詩集拾萃』(岩槻市教育委員会、一九六三)がある。

○源千之 沢田千之(安永九(一七八〇)年から文政四(一八二二)年)。江戸時代後期の書家。千之は諱で、字は文己、号は東里、通称文二郎。江戸の人。儒者で書家でもあった沢田東江の子で、同じく書家であった沢田東洋の父。東江ははじめ平を名乗り、のち源を名乗った。

●注

○武州 武蔵国。

○藤間村 現川越市南部の大字藤間。

○徙 移住する。

○大父 父の父、祖父。

○上南畑村 現富士見市東部の大字上南畑。

○寶暦元年 西暦一七五一年。

○寛政十二年 西暦一八〇〇年。

○宜遐 宜適の誤りか。そうであれば、よろしきにかなう、適當、適宜。婿の武井氏の息子ができがよく、東野のお眼鏡にかなったということか。

○冒 他家の姓を名乗ること。ここでは婿のために新たに新井氏を立て、分家させたこと。

○僮 召使いだが、小作人であろう。

○百指 十指で一口、一人。百指は、十口、十人。

○豪家 経済的にも豊かなその地域の有力者。

○卓犖 衆に優れて抜きん出ている。

○不羈 才能にめぐまれ自由に振る舞うさま。

○不徳 徳は恩義。相手に恩義を感じさせない。

○己私 私欲。我がことよりも人のことを優先させたこと。

○訟冤 無実の罪で訴えられる。

○下獄 入獄すること。ここでは取り調べの対象になったくらいか。

○其事雖不成 取り調べの結果、無実の罪を晴らせなかったことだろう。

○義聲 義侠心に富んだという評判。

○遠近 遠方と近隣。

○動 響動。どよもす。響き渡りどよめく。

○丁未歳饑 丁未は天明七（一七八七）年。天明の大飢饉。天明二年から三年にかけて日照りが続いていたが、同三年には岩木山と浅間山が噴火し、火山噴火物が日照を遮って農作物に壊滅的な被害をもたらした。そこで同四年頃から東北地方を中心に深刻な飢餓状態に入った。農村部から流失した農民は都市部へ流入し治安が悪化、同七年には江戸と大坂が大規模な打ち壊しが起こり、やがて地方へも波及した。本碑で飢餓が天明七年としているのは、この年に、江戸周辺の与野でも飢餓難民の流入があったり、不作の影響が出てきたからであろう。西澤曠野の墓碑（与野〇四）でも「天明中、東州大饑」と記す。

○私畜 個人の蓄え。

○振 賑に通じる。救済する。

○薬不適其意 適意は、意にかなう、思い通りになる。ここでは薬が効かなくなることだろう。

○掉頭 頭を振る。否定、否認の表現。

○不啻及其劇也 劇を劇薬と取った。強い薬を使うのを拒んだと解した。

○嚙 食む、の意だろう。

○嶽雪 富岳の雪。

○斃 死ぬこと。

○稱快 快哉を叫ぶ。

○既 そのまま、すぐに。

○壯氣 勇壮な気概。

○没世 生涯を終えるまで。

○如一 変わらない。

○男娶女嫁 子どもを独り立ちさせることで、親たるものの使命である。

○墨水之瀕 墨水は墨汁。書の世界を象徴する。墨汁を川に見立て、そのほとりに廬を結ぶとは、書の世界に住み、過ごすこと。

○優遊は、優游自適で、ゆったりとのんびりする事。

○卒歳 一年中。

○朝不及夕 朝の命が夕べにはまっとうできない。事が切迫していること。ここでは命が長くないこと。

○羸弱 弱ったさま。

○如何 どう考えたらよいであろうか、いや、答えの出るものではないので考えても仕方がない、くらいの意味であろう。

○當初 以前。

○一甲子 干支ひとめぐりで、六十歳。南柯が碑文を撰述したのは六十六歳のとき。

○銘 韻文の一種。碑文は事柄を客観的に記述する散文の「碑記」と、そのことを情緒的に韻文でうたう「銘」からなる。銘を伴わない碑文もある。

○寔 是に同じ。

○其心如水 水心は、相手の好意に対し好意を以て応える。

○其門如市 門庭如市で、人が多く集まり来たるたとえ。日本語では「門前市をなす」という。

○傾筐 箱を傾ける。ありったけの物を抛出すること。

○倒履 履は、くつ、履物。客を迎えるのに、あわてて履物を逆さまに履いてしまうこと。客を心から歓迎することを表す。

○奔救 走って行って救うこと。

○箭駛 箭は、矢。駛は、馳に同じ。飛ぶ矢のように速く走ること。

○扼腕 扼は、握る。腕を強く握りしめ、残念がるさま。

○龍鱗 龍のあごのしたには逆さまに生えている鱗があり、これに触れると龍は怒って人を殺してしまうという。君主の怒りを買うことを例える。ここではお上の怒りを買うこと。そうしてまで、村人のえん罪を訴えた。

○虎尾且履 危険をおかすことのとえ。

○閭里 村里。

○遐迩 遐は、遠。迩は、近。遠近で、遠いところと近いところとすべて。

○聞風 風の噂に聞く。

○興起 感動して奮い立つ。

○已 命を終えること。

○積善有慶、貽福孫子 「易」坤卦「文言伝」に「積善之家、有餘慶（善事を積み行う時は、己の身ばかりではなく、その慶事は子孫にまで及ぶ）」とある。

○文化九年 西暦一八一二年。

●口語訳（章立てと小見出しは訳者が便宜的につけた）

【東野君の名前】

東野君は、姓は新井、諱は孝保、字は子衡、号が東野である。

【東野君の出自と先考】

その先祖は、武蔵国入間郡藤間村出身の人である。

曾祖父の新井門胤に至り、始めて足立郡与野に移住した。そこで以後与野の人となった。

祖父の門榮には男子が無かった。そこで入間郡上南畑村の塩野氏の子を養子に迎えて跡継ぎとし、娘と結婚させた。そして門包という名を付けた。この人が東野君の父君である。

【東野君の生没年】

東野君は、宝暦元年辛未の歳の閏六月十六日に生まれた。

そして、寛政十二年庚申の歳の六月初六日、病気で亡くなった。享年は五十であった。

【東野君の家族】

東野君は、はじめ林氏を娶り、四男一女を生んだ。

四人の男子は皆な夭折した。女子は某に嫁がせた。

そこで改めて鳥山氏と再婚し、四男二女を生んだ。

長男は諱は鼎、字は子重である。病気がちで体が弱く、家業を嗣ぐことができなかった。次男は夭折した。

三男を敬儀と言った。このものが継嗣となった。

季の息子はまだ幼い。

娘のうち、ひとり目は武井氏の子に嫁がせた。この婿はできがよく、東野君のお眼鏡にかなったので、家業を分割して与え、分家として別に一家を構えさせ、新井の姓を名乗らせた。

二番目の娘は、石田某に嫁いだ。

【新井家の家業】

新井家は、代々農業を生業としており、数十人の小作人を抱えていた。また、副業として酒造も営んでおり、与野村における有力者の家柄であった。

【東野君の人となり】

東野君は、衆に抜きん出る才能があり、またなにごとにもとらわれない自由な人柄であった。道義を好み財産を軽んじて、困っている人には遠慮無く施しを与えたが、相手に恩義を感じさせるようなことはなかった。他人が困難に陥っていると、我がこと以上にそのことを心配し、助けに赴くのがだった。

【下獄して村人のえん罪を晴らそうとしたこと】

あるとき、村人が無実の罪で訴えられたと主張した。そのため東野自身を取り調べのために獄につながれたが、そのことを悔いることはなかった。結局村人の無実を晴らすことはできなかったが、村人を救うために獄に下ることもいとわなかった東野の義なる評判は近隣から遠方にまで響き渡ったのである。

【飢饉にあつての救済】

また天明七年に、武蔵の国を飢饉が襲った。

東野君は私財を投げ出して、貧民の救済にあたった。

東野君が、義を見たら必ず実行することは、おおむねこのような具合であった。

【書と医術】

東野君が最も得意としたのは書であるが、あわせて医術にも習熟していた。

人の求めに応じては揮毫をし、他人から頼まれると治療に当たった。

そして、どちらも自分の本業ではないからといって、謝礼を受け取ることはなかった。

【臨終の東野君】

東野君が病に倒れたとき、薬が効かなくなってきた。しかし東野君は首を横に振って、強い薬を使うのを拒んだ。

そしてこう言った

「私は、富士山の雪を食べられれば、それで死んでも悔いはない」と。

そこで家族の者は、人を派遣して富士山の雪を手に入れ、東野君に捧げた。

東野君はその水を飲み、「ああ、これで大満足だ」と唱えた。彼の勇壮な気概は生涯を終えるに至るまで変わらなかった。

そして、そのまま息を引き取ったのだった。

亡くなったのは六月六日で、同月の八日、与野村の円乗院の祖先の墓の傍らに葬られた。

【生前の約束】

東野君は、嘗て私にこう言った、

「息子に嫁を取らせ、娘を嫁がせて親としての使命を果たしたならば、その後は家督を

子どもに譲り、家長としての責務から解放されて、自分が好きな書の世界に没りきりた
い。書を鑑賞し、書について語り合い、自ら筆を執って揮毫する書三昧の生活をして、
一年中自由気ままに過ごしたい。そうだったら、あなたも私のところへ来て、一緒にた
のしみませんか」と。

私はこう答えたものだ、

「それはもとより私の方から願うところですよ。ただし、あなたは私よりも数歳お若いし
(五才の歳の差)、普通の人よりもずっと「壮健」です。それに対し、私はと言えば、病氣
がちで、もう命は長くはないのではないかと思います。お約束通りにできないのではないかと
懸念するところです」と。

【先だった東野君】

ところが、現実には、あんなに壮健だった東野君が先立ってしまい、病弱な私の方が
生き残ることになった。このことをどう考えたらよいであろうか、いや考えても仕方が
ない。これが命運というものであろうか。

【碑陰の依頼】

以前あなたは、繰り返し私に、墓碑の碑陰に彫る銘文を書いてくれるよう依頼してい
た。私は承諾しながらも約束を果たせないうでいた。それが今、六十歳を超えてしまった
私の所へ、東野君の家人が訪ねてきてくれて、碑文の撰述を頼んできた。

私は怠慢の罪を謝罪しながら、東野君に関して見聞したことどもを、ここに書き記す
ものである。

【銘文】

さらに以下の銘文を作った。

ああ子衡君よ、死というものは昔からあったもの。

そして死んだその人を知る人がいなくなるのが、真の死である。

ああ子衡君よ、あなたは人の好意には必ず好意で応える人だった。

賓客を敬愛し、あなたの家の門にはお客が市場のようにたくさん集まったものだ。

身分の貴賤に関係なく、お客を心から歓迎し、財産を尽くしてまで援助をした。

人がえん罪に陥っているのを見るや、矢のように飛んでいって救済しようとした。

腕を握りしめて残念がり、憤激して、正義を通すためには己のことなど顧みようとは

しなかった。

そのためにはお上の逆鱗に触れたり、虎の尾を履むような危ういこともあえてや

り通した。

結局えん罪を晴らすという企ては成功しなかったが、その評判は村里に響き渡った。

近隣のみならず遠方まで、その風評を聞いては、感動して奮い立たないものはい

なかったのである。

ああ子衡君よ、君は今や亡くなってしまった。

だが人としては亡くなってしまったが、その善美は世間に代々伝えられている。

ああ子衡君よ、君は体は死んでしまったが、その存在は永遠になくならないのだ(そ

の意味では「真の死」ではない)。

あなたが積み重ねた善行は、あなたの子孫にまで慶事を与え続けるに違いない。

【記事】

文化九年、壬申の歳、夏六月、友人である、兒玉琮が撰文した。
源氏沢田千之が書した。
孝子である新井敬儀が建てた。

三. 資料

(一) 「新編武蔵風土記稿」(文政十三(一八三〇)年) 卷一五五 足立郡之二一 與野領

◎ 與野町…寺院

○ 圓乘院

「新義真言宗、京都仁和寺末、安養山西念寺と號す、寺領十五石の御朱印は慶長一九年に附せらる、當寺は畠山重忠の草創にして、古は近郷道場村にありしが、何の頃にや當所に移せりと云、彼道場の村名も當院にありしより起こりしなど、語り傳へり、重忠のことは道場村金剛寺の條に出たれば併せ見るべし、本尊不動を安ず、中興の僧を賢明と云、元和五年十月十二日示寂せり」

* 鐘樓

「鐘銘に重忠の草創せしことをほぼ記したれど、證とすべきことなければ略せり」

↓この梵鐘は昭和十七年に戦争のために供出。今の梵鐘は、同三十四年の鑄造。

(二) 「武蔵国郡村誌」(明治十五(一八八二)年) 卷之十

◎ 與野町…仏寺

○ 圓乘院

「縦九十七間横四十一間面積千四百五十七坪町の南方にあり新義真言宗仁和寺の末なり(以下「風土記稿」)」

四. 主な参考資料

① 翻刻

・ 『与野市史 中・近世史料編』一九八三年。

② 論文など

・ 『与野市史 通史編 上巻』一九八七年。

・ 丹治健蔵『円乘院《与野》(さきたま文庫十六)』さきたま出版会、一九九〇年

・ 『与野人物誌』一九九八年。

以上

二〇二五年二月 薄井俊二訳す